

令和8年6月9日

学校法人福島学院

理 事 会      御中

評議員会      御中

学校法人福島学院

監 事 長谷川 敏朗 

監 事 薄井 淳 

私たち学校法人福島学院の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人福島学院寄附行為第15条に基づき、学校法人福島学院の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人福島学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算関係書類及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上